

(案)
仕 様 書

1 件名

江東区立中学校等外国人講師事業委託

2 委託業務履行場所

江東区立中学校 2 3 校及び義務教育学校、有明小学校、江東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する場所

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日

4 委託内容

受託者は、上記委託業務履行場所に外国人講師（以下「講師」という。）を配置し、以下の業務を実施するものとする。

(1) 中学校・義務教育学校（後期課程）における業務

ア 英語科の授業における以下の業務

- A 英語発音、会話練習の指導、「英語スタンダード」の定着を図る指導
- B 英語によるコミュニケーション能力の育成
- C 英作文の添削指導
- D 外国の歴史・文化・風習の紹介等、国際理解教育に関する業務

なお、これらの業務については、講師が単独で実施することを認めない。

イ 学習指導要領の趣旨及び本区が使用する教科用図書の内容を踏まえたカリキュラム開発及び教材開発

ウ 英語学芸会の指導及び助言

エ 学校行事や特別活動等の教育活動における外国語指導

オ 英語科担当教員を対象とした研修会の実施

カ その他、教育委員会と受託者が協議により必要と認めた業務

(2) 有明小学校・義務教育学校（前期課程）における業務

ア 第 1 学年及び第 2 学年の英語に慣れ親しむ活動の時間における以下の業務

- A 日常生活の簡単な英会話等、英語に慣れ親しむ学習の指導
- B 小学校段階に相応しい英語を用いた体験的な学習の指導

なお、これらの業務については、講師が単独で実施することを認めない。

イ 第 3 学年～第 6 学年の外国語(活動)及び外国語(活動)を目指した授業における以下の業務

- A 英語を用いたコミュニケーションを体験させる英会話学習の指導
- B 「英語スタンダード」の定着を図る指導
- C 日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深めさせる学習の指導

なお、これらの業務については、講師が単独で実施することを認めない。

ウ 学習指導要領の趣旨と国や都が使用する副読本等の内容を踏まえたカリキュラム開発及び教材開発

エ 担任教員を対象とした研修会の実施

オ その他、教育委員会と受託者が協議により必要と認めた業務

(案)

5 実施学級数

- (1) 全中学校（23校）・義務教育学校（後期課程）

令和8年4月6日現在の学級数とする。

第1～3学年 254学級（予定）

特別支援学級 25学級（予定）

- (2) 有明小学校・義務教育学校（前期課程）

令和8年4月6日現在の学級数とする。

第1・2学年 15学級（予定）

第3・4学年 16学級（予定）

第5・6学年 16学級（予定）

特別支援学級 4学級（予定）

6 実施時間数

- (1) 全中学校（23校）・義務教育学校（後期課程）

	項目	時間数・内容
1	英語科指導	1学級あたり35時間 ※特別支援学級は1学級あたり5時間
2	英語科担当教員を対象とした研修会	1回2時間・年間5回実施
3	特別活動指導等	上記英語科指導の時間数を超えない範囲で、受託者と教育委員会の協議による

- (2) 有明小学校・義務教育学校（前期課程）

	項目	時間数・内容
1	学習指導	第1学年から第2学年は1学級あたり12時間 第3学年から第4学年は1学級あたり18時間 第5学年及び第6学年は1学級あたり35時間 ※特別支援学級は1学級あたり5時間
2	担任教員を対象とした研修会	1回2時間・年間5回実施

- (3) 指導時間が上記の時間数に達しない場合の対応については、受託者と教育委員会の協議のうえ決定する。

7 講師の資格

- (1) 英語を母語とするネイティブスピーカーであり、標準的な英語における発話のリズム、イントネーション及び発音を指導できる者
- (2) 英語教授資格（CELTA・DELTA等に相当する資格）を有している者
- (3) 上記資格所得後2年以上の英語教授経験のある者
- (4) 学習指導要領を理解し、教育方針に沿った指導ができる者
- (5) 日本での就労に係る手続きをすべて整えている者
- (6) 児童・生徒に対する理解があり、児童・生徒と信頼関係を築くことができる者
- (7) 個人情報保護などの情報セキュリティ研修を受講し、適切な個人情報の取扱いができる者
- (8) 心身ともに健康であり、円滑に業務の遂行ができる者
- (9) 特別支援学級がある学校に配置される講師については、特別支援教育に理解があり、障害等のある児童に対して必要な配慮ができ、かつ積極的なコミュニケーションを取ることができる者

(案)

8 業務責任者（コーディネーター）の設置

受託者は、適正な業務の実施及び講師の適正管理のために、業務責任者として専任のコーディネーターを1名以上設置すること。

- (1) 学校及び教育委員会が、委託業務の履行に関する依頼、指示等を行うときは受託者又は受託者が設置したコーディネーターに対して行うものとする。
- (2) コーディネーターは正規社員を充てること。
- (3) コーディネーターは講師の業務・指導内容や配置日程等の調整を各学校と行い、月ごとの指導計画書を作成すること。また作成した指導計画書は、各月の業務開始後原則10営業日以内に教育委員会に提出すること。講師の配置に際しては、1年度間は同一の学校に同一の講師を配置するように配慮すること。
- (4) コーディネーターは、年3回以上講師に対する配置先各学校からの評価を聴取し、報告書を作成すること（アンケートを実施するなど）。また、その報告書を教育委員会へ提出すること。
- (5) 外国人講師の急病等による欠勤についてはコーディネーターが迅速に対応し、授業に支障をきたすことがないようにすること。
- (6) 外国人講師に対する要望や苦情についてはコーディネーターが誠実かつ迅速に必要な措置を講じること。
- (7) コーディネーターは必要に応じて学校を訪問し、調整等を行うこと。

9 受託者の責務

- (1) 労働基準法その他の就労にかかる全ての法令を遵守すること。
- (2) 本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。講師に対しても、情報漏洩防止を徹底すること。契約期間満了後も同様とする。
- (3) 事業の実施にあたっては、「江東区立中学校等外国人講師派遣事業実施要綱」に即したものとし、本契約の条項及びこれに基づく教育委員会の指示に従い、最善の授業を提供すること。
- (4) 受託者は、講師に対し、業務に関する法令遵守、日本の文化やマナー、個人情報保護などの情報セキュリティ、日本の学校教育及び江東区の特色や教育政策（江東区の英語スタンダードなど）等について理解を深め、配置前から区立学校での業務を円滑に実施するための研修を充分に行うこと。
- (5) 講師の服務指導及び労務管理を徹底すること。また、講師の英語指導の実施状況を適宜立ち会いのうえ確認すること。
- (6) 講師が派遣先の学校長等から直接指示を受けることがないように、講師に対して書面による具体的な業務内容の指示を行うこと。
- (7) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断を実施し、業務に支障がないと認められる外国人講師による指導を行うこと。なお、健康診断に係る経費は、受託者の負担とする。
- (8) 児童・生徒又は学校の信用を傷つけたり、不名誉となる行為を行ったりしないこと。
- (9) トラブルや事故が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告すること。
- (10) その他、教育委員会と受託者が同意する事項を遵守すること。

10 委託料の支払い方法

- (1) 契約履行検査・確認を行った後、受託者からの請求に応じて支払うものとする。
- (2) 履行確認・支払いについては、8月、1月、3月の3回に分けて支払うものとする。

11 その他

- (1) 講師が業務のために学校等に赴く交通費等の経費は契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は講師に対する法律に基づく諸保険の雇用者義務及び人事に関する全責任があり、講師の業務履行中及び業務のための移動中に発生した事故等の経費を全て負担することとする。

(案)

12 担 当

江東区教育委員会事務局

教育支援課 教育支援係 鍋田

TEL : 0 3 - 3 6 4 7 - 9 3 0 7